

## 船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第180号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年2月20日 01時50分ごろ
発生場所	石川県七尾湾立ヶ島 石川県七尾市所在の能登中ノ島灯台から真方位273°680m付近 (概位 北緯37°09.5′ 東経136°54.3′)
事故等調査の経過	平成24年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第5 <sup>だいご</sup> 大栄丸、4.91トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-12029（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船底に小破口
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、石川県七尾北湾北方の漁場から帰航中、雪によって視界が制限される状況となり、船位を確認することができずに同湾南西方沖を航行していたところ、平成24年2月20日01時50分ごろ立ヶ島東岸の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、台船のクレーンによって引き揚げられ、修理のために造船所へ上架された。
気象・海象	気象：天気 雪、風 なし、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、七尾北湾南西方沖を航行中、雪によって視界が制限された際、船位が確認できない状態で航行したことから、立ヶ島東岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、七尾北湾南西方沖を航行中、雪によって視界が制限された際、船位が確認できない状態で航行したため、立ヶ島東岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・雪で視界が制限され、船位を確認することができなくなった場合

	は、錨泊するなどして視界の回復を待つこと。
--	-----------------------